

別紙

1. 一般申請（1申請あたり）

（行政書士報酬額）=（A.基本料金）+（B.車両数加算）+（C.型式加算）+（D.経路数加算）+（E.協議書加算）+（F.軌跡図加算）+（G.その他文書作成加算）

2. 年間契約プラン（1申請あたり）

【条件】・年間契約車両であること。 1

・積載物が、契約時に設定した大きさ・重量を超えないこと。 2

【推奨】連結が固定していて、現場向け配送などが多く、年間6申請以上する場合に有効なプランです。

（行政書士報酬額）=（D.経路数加算）+（E.協議書加算）+（G.その他文書作成加算）

3. 最小構成申請（1申請あたり）

【条件】・トラック1両、または連結車1編成であること。

・1経路（往復可・往路と復路が別経路であっても可）であること。

・超寸法車・超重量車ではないこと。

（行政書士報酬額）=¥20,000 固定

報酬額詳細

（当所ではすべて新規で申請しますが、ご請求額は下記表で計算し、変更扱・更新扱と表示します）

表1	単位	新規	変更	更新	備考
A.基本料金	1申請につき	20,000	20,000	20,000	包括申請できない場合は別申請となります。 3
B.車両数加算	1両につき	1,000	1,000	該当なし	基本料金の1両（編成）分は含まれます
C.型式加算	1車種につき 4	1,000	1,000	該当なし	基本料金の1両（編成）分は含まれます
D.経路数加算	1作成経路につき 5	1,000	1,000	該当なし	基本料金の1作成経路は含まれます
E.協議書加算	1か所作成あたり	5,000	5,000	1,000	未収録道路通行時。変更時に前回申請時と変更がない場合は1000円
F.軌跡図加算	1枚につき 6	5,000	5,000	0	18m超の場合・申請先より求められた場合に必要。
G.その他文書作成加算	1枚につき 7	3,000～	3,000～	3,000～	申請先より求められた場合。金額は難易度等により変わります。

1 年間契約料金および条件は下記をご覧ください。

2 積載物を大きく設定しますと、通行条件が悪くなったり、また不許可となる場合がありますのでご注意ください。

3 包括申請できない場合の例

・軸種が異なる。 ・車体の形状が異なる ・連結がとれていない ・車両諸元値が著しく異なる。 ・5輪荷重など連結条件を満たしていない。

・積載物が異なる。 ・通行条件を優先したいが包括することにより通行条件が悪化する。 ・その他

4 同一型式であっても、車両諸元値が異なる場合は別型式となります。

5 1経路につき往復申請可能な場合は1、中央分離帯や一方通行などで往路と復路が異なる場合は2作成経路とします。

6 全長で18m超の場合、申請先より求められた場合に必要（狭小道路・交差点通行時に求められることが多い）

7 超寸法車・超重量車等申請時の理由書作成など。

年間契約料（税別）

表2	単位	トラック	連結車	超寸法車	備考
年間契約基本料	1か月あたり	8,000	10,000	12,000	契約期間満了後は、特にお申し出のない限り1カ月単位で契約を継続します。
トレーラ追加加算	1両1か月あたり	該当なし	1,000	2,000	3包括可能な範囲でご指定ください。1両分は年間契約基本料に含みます。

【条件】最低契約期間は1年とし、その間は解約できません。（廃車等で使用を取りやめる場合は解約可能としますが、有効期限内であっても許可は失効します）